

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨と目的を理解し、透明性の高い、公平且つ公正な経営に努めるとともに、株主を始めとする当社のステークホルダーとの適切な協働に努め、中長期的な成長を図ることによって、企業価値の「永続的発展」を目指すこととします。また適切な情報提供に努めるとともに、株主及び投資家と積極的に建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築するよう努めることとします。

当社は、本方針を当社全体で共有し、実現することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4

当社は、現在、議決権の電子行使を可能とするための環境作りを進めておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、こうした環境作りの必要性について検討していきたいと考えています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

補充原則4-8-1

補充原則4-8-2

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

当社は、現在、独立社外取締役を選任しておらず、そのため、独立社外取締役を活用するための方策も講じておりませんが、当社の主要株主であり、またビジネス上の関係も強いイートンコーポレーションに在籍している者2名を社外取締役として選任しております。

当社が属している自動車、二輪車業界においては、自動車部品メーカーの再編や海外サプライヤーの参入加速などによる今後一層の競争激化が予測されるほか、我が国政府が主導する経済政策や、アジア、欧州、北米をはじめとする海外市場における需要の先行きを注視することが重要な課題となっております。このような環境に対応すべく、当社の経営は、グローバルな視野を有するとともに、業界の背景を熟知した者が行う必要があると考えております。

グローバルベースで自動車業界を熟知している当社の社外取締役2名は、取締役会において、社外取締役として客観的且つ中立的に経営上の助言及び指摘や質問を行うことなどにより、取締役会における率直且つ活発で建設的な検討に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しているため、現時点において、当該社外取締役2名を以て独立社外取締役の有効な活用という観点においては、充足しているものと考えております。

今後、当社を取り巻く環境がさらに変化した場合には、独立社外取締役を選任することの必要性について検討していきたいと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、取引先との関係強化等による企業価値の向上を目的として、上場会社の株式を保有することを方針としています。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、当社及び投資先企業双方の企業価値向上に資する方向で行使することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と関連当事者との取引については、事前に取り締り又は稟議規程に基づく承認を得るものとし、必要に応じ取引後に報告を行うものとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外においても、会社の意思決定の透明性及び公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するための情報発信を行います。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念、経営方針として次の項目を掲げています。

● 経営理念

1. 環境との共生のもと企業の発展を通じて社会に貢献する
2. 品質優先に徹し、顧客の信頼に応える
3. 人間性を尊重し、夢と活力ある職場を創造する

● 経営計画について

1. 収益性の向上
2. 新しい価値創造と高い信頼性の確保
3. 国際企業としての地位と基盤の確立
4. 地球環境と調和する企業の実現
5. 経営環境の変化に対応する体制づくり

当社は、「挑戦、創造、スピード」をモットーに、グローバルな視点からお客様に新しい発想と技術を提案し、市場ニーズの迅速な商品化、コスト削減など、高付加価値の提供に努めていきます。

なお、戦略を含む中期経営計画につきましては、当社ホームページの「日鍛グループ 3カ年中期経営戦略(2016年~2018年)」をご参照ください(http://www.niv.co.jp/ir_press.html)。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
基本的な考え方

本報告書「11. 基本的な考え方」に記載しております。

基本方針

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」をご参照ください(<http://www.niv.co.jp/profile.html>)。

(iii)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役は、法令遵守に基づく企業価値の最大化を目指しており、その報酬は、各取締役の役位に応じた職責及び個々の貢献度並びに当社の業績及び経営環境を十分勘案し決定することを方針としています。当社の取締役の報酬は、この方針に基づき、取締役社長が、株主総会にて定められた範囲内で、原案を策定し、独立社外監査役に意見を聴取した上で決定することとしています。

(iv)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、独立社外監査役に意見を聴取した上で、取締役会で決定することとしています。

監査役の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定することとしています。当社の監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者であることを基本としています。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役の選任及び指名については、「株主総会招集ご通知」に、個人別の経歴及び個々の選任理由を記載しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

取締役会では、1)会社法及びその他の法令及び定款に定める事項、2)その他経営上の重要な事項として取締役会規程に定められた事項について決議しています。これらの事項以外の事項については、稟議規程に基づき、取締役又は部門長に委任しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

取締役会は、意思決定の迅速性を担保すべく、取締役の人数を15名以下とし、またその役割及び責務を実効的に果たすための知識、経験及び能力を全体としてバランス良く備えるべく、性別、年齢、バックグラウンド、技能、その他取締役会の構成の多様性に配慮することとしています。

補充原則4-11-2

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであると考えており、兼任状況については毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しています。

補充原則4-11-3

当社は、平成27年度の取締役会全体の実効性評価について、社外を含む取締役及び監査役全員に対して調査票を配付し、取締役会の運営、取締役会の構成・能力及び取締役会の活動等に関する自己評価を実施いたしました。その自己評価結果に基づいて、取締役会の実効性の分析及び評価を行い、取締役会においてその内容の確認がなされた結果、平成27年度については実効性が十分に担保されていることが確認されました。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

補充原則4-14-2

当社は、取締役及び監査役に対して、取締役及び監査役の義務及び責務に関する必要な知識を習得させるために外部講師又は担当部署による研修を行うとともに、事業部門責任者による各事業の説明、事業所、工場見学などの業務に関する研修を行っていきます。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこととしており、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を以下のように定めています。

株主との建設的な対話を促進するための方針

1. 株主との対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で合理的な範囲で取締役社長や総務担当の取締役が面談に臨むことを基本とする。
2. 総務担当の取締役が株主との対話全般についてその統括を行い、建設的な対話の実現を図る。
3. 総務部、経営企画部、経理部及び法務・知財室は、株主との建設的な対話に関連する事項について日常的に情報交換するなど、対話促進に向けて有機的な連携体制の構築を行う。
4. 機関投資家説明会などを適宜開催する。
5. 対話において把握された株主の意見及び懸念は、取締役会及び3の関連各部署に適宜共有する。
6. 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守する。
7. 必要に応じ、株主構造の把握を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イトンコーポレーション	8,693,660	30.00
株式会社横浜銀行	1,302,525	4.49
本田技研工業株式会社	1,233,690	4.26
トヨタ自動車株式会社	1,057,020	3.65
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	930,000	3.21
日本証券金融株式会社	924,400	3.19
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド	822,800	2.84
株式会社シンニッタン	517,000	1.78
株式会社みずほ銀行	472,758	1.63
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントントリーティー	464,100	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木全 紀之	他の会社の出身者							○				
金 岩	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木全 紀之		木全紀之氏は、現在、当社の筆頭株主であるイトンコーポレーション在日代表及び当社子会社ニッタン・グローバル・テック株式会社の株主である日本イトン株式会社代表取締役社長に就任しております。	当社の筆頭株主であるイトンコーポレーションの在日代表であるとともに、日本イトン株式会社、イトンフィルトレーション株式会社及びイトン株式会社の代表取締役社長を務められております。同社の在日代表及び同社子会社の代表取締役社長として蓄積してきた経営ノウハウを有しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営全般に助言をいただきたいため当社の社外取締役に選任しております。
金 岩		金 岩氏は、現在、当社の筆頭株主であるイトンコーポレーションアジアパシフィック担当ファイナンスバイスプレジデントに就任しております。	当社の筆頭株主であるイトンコーポレーションのアジアパシフィック担当ファイナンスバイスプレジデントとして業務を執行しております。同社において蓄積してきた財務および会計の専門的な知識を有しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営全般に助言をいただきたいため当社の社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、相互の協議により監査方針の策定を行うとともに、会計監査人による監査役への監査結果の定期的な報告・説明、必要に応じ随時情報・意見交換を行うことで相互の連携を高めています。また監査役は、内部統制に係る業務を専門的に行う内部統制監査室と必要に応じ随時、情報・意見交換を行い相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村田 浩	弁護士								○					
下山 秀弥	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 浩		村田 浩氏は、現在、当社の顧問弁護士に就任しております。	弁護士としての専門的知見、見識に基づき、またその豊富な経験を存分に発揮され、広範且つ高度な視野で監査いただきたいため当社の社外監査役に選任しております。
下山 秀弥	○	下山秀弥氏は、平成23年4月まで、当社の取引銀行である株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。	金融機関の経営者であった幅広い知見、見識に基づき、またその豊富な経験を存分に発揮され、広範且つ高度な視野で監査いただきたいため当社の社外監査役に選任しております。 下山秀弥氏は当社の主要な借入先であり主要な取引先の株式会社横浜銀行の出身者でありますが、当社は、同行を含め複数の金融機関との取引があり、同行より特別な影響を受けておりません。また同氏は当社の社外監査役に選任された時点において、すでに同行の執行役員を退任しており、実質的に現在当社の主要な取引先の業務執行者である者と同視できず、一般の株主と利益相反を生ずるおそれはありません。なお同氏は株式会社朋栄代表取締役社長でありますが、当社と株式会社朋栄との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他特別な利害関係はありません。 以上のことから独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

インセンティブ付与に関しましては、経営戦略の実行に対する動機付け、また業績の向上に対する意欲や士気を高めるための有効な施策と理解しておりますが、制度の導入につきましては、当社の事業展開等を総合的に勘案し、今後検討を進めてまいります。
なお現在においても役員への報酬及び賞与については業績に対するインセンティブの要素が加味されておりますが、制度としては実施されておられません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社の取締役は、法令遵守に基づく企業価値の最大化を目指し、その報酬は、各取締役の役位に応じた職責及び個々の貢献度並びに当社の業績及び経営環境を十分勘案し決定することを方針としており、取締役社長が、株主総会にて定められた範囲内で、原案を策定し、独立社外監査役に意見を聴取した上で決定することとしております。
なお取締役の報酬限度額につきましては、平成18年6月23日開催の第84回定時株主総会決議において年額350百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制につきましては、社外取締役、社外監査役からの要請又は必要に応じ適宜、総務部の職員が情報収集や情報伝達等の対応をとっております。
また取締役会の開催にあたっては、付議する議案により必要に応じた資料の事前配付及び事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は平成28年6月24日現在、取締役11名で構成されており、法令で定められた事項やその他重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また取締役及び常勤監査役で構成される常務会を定期的に開催しており、会社の状況にかかる全ての重要事項について情報を共有し、それらに対して十分な議論を尽くしたうえで、経営の重要な意思決定や判断が迅速且つ的確に行われる体制を整備しております。当社の取締役は、15名以下とする旨を定款で定めており、平成28年6月24日現在11名(うち社外取締役2名)であります。なお当社は業務執行の責任及び権限の明確化並びに経営の効率を図るため、平成28年5月20日の取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしました。

当社の監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会やその他経営に関する重要な会議に出席、重要な書類等の閲覧、主要な事業所への往査、子会社への調査等を通じた監査を行い、これらの結果を監査役会へ報告するとともに、会計監査人と連携し、監査体制の強化、充実を図っております。

内部監査につきましては、コーポレート・ガバナンス部を設置し、期首に内部監査計画を策定、当社及びグループ各社において適正な監査を行い、被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行っております。また内部統制委員会を定期的に開催し、内部統制システムの全社的推進と運営に必要な情報の共有化を図り、システムの整備、強化を図っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結して厳正な監査を受けております。平成28年3月期における、会計監査業務を執行した公認会計士は、江口 泰志氏、佐藤森夫氏及び藤間康司氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士8名及びその他3名であります。

監査役、監査役会、コーポレート・ガバナンス部及び会計監査人は、相互に連携を密にし、監査結果についても情報を共有し、効率的な監査体制を構築、推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役の業務執行を監督する取締役会を設置するとともに、取締役会とは独立した監査役及び監査役会のもと、取締役の業務執行を監督しております。さらに社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、取締役会及び監査役会において、経営全般に関する客観的且つ中立的な意見、指摘をいただくことで、経営への監督、助言機能が十分に働いていることから、当社のコーポレート・ガバナンスは現状の体制により機能しているものと判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は、株主の皆様に必要な時間をかけて議案をご検討いただけるよう、法定の期限より早い時期に発送しております。また、早期開示情報の観点から、発送日より前に当該招集通知を当社ウェブサイト等に掲載するようしております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、事務日程を考慮した上で可能な限り早い時期に開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主様向けに、英文招集通知の要約を作成し、当社ウェブサイト等に掲載するようしております。
その他	事業報告、計算書類など報告事項において、株主の皆様を理解をより深めていただけるよう、プロジェクターを使用するなどのビジュアル化を実施しております。また株主総会終了後に工場見学会を開催するなど、株主総会の活性化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.niv.co.jp/)において決算情報、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「環境との共生のもと企業の発展を通して社会に貢献する」、「品質優先に徹し、顧客の信頼に応える」、「人間性を尊重し、夢と活力ある職場を創造する」という経営理念を掲げており、この経営理念に基づいた企業活動を継続することで、ステークホルダーを尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しており、社長を最高責任者とする推進組織と環境委員会等により、環境マネジメントに基づく環境保全活動を推進しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正性を確保するための体制を整備し、当社の社会的使命および責任を明確にするとともにコンプライアンスおよびリスクマネジメントを含めた企業経営活動全般にわたる内部監査機能の充実に努めております。

内部統制システムの整備状況につきましては、監査役による取締役会への出席、業務監査などに加え、各部門においては所要の統制活動を行う一方、各部門の責任者に対し各種の会議等における重要事項および所要事項の報告を求めています。また、内部統制システムの管理体制整備および内部統制監査機能をより強化するため、コーポレート・ガバナンス部を設置し、内部統制に係る業務を専門的に行っております。さらに、コーポレート・ガバナンス部を中心に内部統制委員会を定期的に開催し、内部統制システムの全社的推進と運営に必要な情報の共有化を図っております。

取締役会において、当社業務の適正を確保するために「内部統制システム基本方針」を制定し、また当社事業における「財務報告」、「情報セキュリティ」、「IT(情報技術)」についての内部統制システムの根幹とすべき基本方針の制定、さらに「内部統制システム基本方針」に基づく体制整備の施策として、社内諸規程の制定および改定を行い、体制の整備・強化を図っております。

リスク管理体制の整備状況につきましては、コーポレート・ガバナンス部を中心にコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

以下「内部統制システム基本方針」の概要を記載します。

1. 当会社及び当会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

当会社は、法令遵守を企業活動の根幹と位置づけ、経営理念、倫理規程及びコンプライアンス規程の精神及び具体的内容を当会社及び当会社グループ各社に周知、徹底する。当会社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保及び会社法を準拠するための内部統制推進体制を構築し、その運用及び評価を実施する。また反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築する。

2. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

当会社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係わる情報が記載された記録(電磁的記録を含む)を関連資料とともに文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存し、管理する。

当会社は、当会社グループ各社の取締役会に対し、法定事項に加え、当会社及び当会社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について報告するよう指示を行うことにより速やかに報告する体制を整備する。

3. 当会社及び当会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、リスク管理規程に基づくコンプライアンス・リスク委員会、内部通報制度規程に基づくホットライン及び内部監査規程に基づく内部統制委員会を通じ、当会社及び当会社グループ各社の損失の危険を未然に予防し、リスクの最小化を図る。

4. 当会社及び当会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により当会社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、業務を効率的に実施する。また当会社は、各部門、当会社グループ各社に対して、経営計画策定規程及び方針管理規程に基づき、経営目標に沿った方針、計画の策定及び管理を行い、グループ全体における業務の効率化を実現する。

5. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は、必要に応じ、監査業務を補助すべき使用人を置くことを当会社に求めること及び当会社の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役の監査業務を補助する使用人及び監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務の遂行又は監査役の命令に関して、取締役又は部門長等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の監査業務を補助する使用人の人事事項(異動、評価及び懲戒等)については、監査役との事前協議を要するものとする。

6. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当会社は、監査役会に対し、当会社及び当会社グループ各社における法定事項に加え、当会社及び当会社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当会社及び当会社グループ各社における内部監査の実施状況、当会社及び当会社グループ各社において各社内部通報制度に基づくホットラインにより通報された重大な事項について速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法については、監査役との協議により決定するものとする。但し、監査役は、必要に応じて、いつでも当会社及び当会社グループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また当会社グループ各社のコンプライアンスの状況等に関し、当会社グループ各社の監査役又はその報告を受けた者が定期的に監査役に報告する体制を整備する。

7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。また内部通報制度規程において、ホットラインにより通報した者に対する不利な取扱いの禁止を規定する。

8. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査業務にかかる諸費用を当会社に請求した場合は、当該費用が監査業務に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。また当会社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

9. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社の取締役会は、監査役会の監査業務が適切に、かつ効果的に行われるために、監査役会と定期的に情報を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システム基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、またそれらからの要求に対しては毅然とした態度で断固拒否することとしております。総務部を反社会的勢力排除に向けた対応統括部署とし、警察等の外部専門機関や社内関係部門との連携により反社会的勢力に関する情報収集や管理、対応を行う体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、競争力の強化、企業の社会性の観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最優先課題と位置づけ、迅速且つ透明性のある公正な経営の実現に努めております。会社情報の適時開示は、その実現に向け重要な役割を担うものと位置づけるとともに、投資者への確かな投資情報を提供するため、株式会社東京証券取引所の定める開示規則に則り、迅速、正確且つ公平に行っております。

■ 適時開示体制

